

平成20年度政策評価書(事後評価)

担 当 部 局：政策統括官（共生社会政策担当）

評価実施時期：平成21年8月

政策分野：共生社会政策

政策	共生社会実現のための施策の推進
基本目標	国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無に関わりなく安心して暮らせる社会を実現するための施策を推進する。
評価方式	実績評価方式

1 政策の概要

(1) 政策の背景・必要性

21世紀を迎え、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無に関わりなく、安心して暮らせる共生社会を実現するため、我が国においては、少子化対策、青少年育成施策、高齢社会対策、障害者施策等の各般の施策を着実に推進することが必要である。共生社会政策担当においては、各施策分野ごとに、施策の基本的方向性等を示す大綱等を作成し、関係省庁と連携しつつ、政府一体となった総合的な施策の推進を図っている。

(2) 主な施策の概要

ア 青年国際交流の推進

日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うことにより、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性を備えた健全な青年を育成する。(資料1参照)

イ 青少年健全育成に関する普及・啓発

次代を担う青少年の健やかな成長に資するため、「青少年育成施策大綱」(平成20年12月12日青少年育成推進本部決定)に基づき、地域における青少年育成指導者等に対する研修会や、「青少年育成全国大会」の開催、情報誌の発行、有害環境対策に関する調査研究等の青少年の健全育成に関する普及・啓発を実施し、青少年の健全育成と非行防止に向けた国民運動の推進を図る。

ウ 食育の総合的推進（食育推進基本計画）

「食育基本法」（平成 17 年法律第 63 号）に基づき策定された「食育基本計画」（平成 18 年 3 月 31 日食育推進会議決定）では、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、食育を総合的に推進する。

エ 食育に関する普及・啓発

食育基本計画に基づき、内閣府では毎年 6 月を「食育月間」と定め、中核的行事として「食育推進全国大会」を開催するとともに、HP 等による広報・啓発活動に努めている。また、各都道府県市町村における食育基本法に基づく食育基本計画の作成・実施を推進する。

オ 少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）

我が国は、平成 17 年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。

少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）に基づき策定された「少子化社会対策大綱」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）では、少子化の流れを変えるための 3 つの視点、特に集中的に取り組むべき 4 つの重点課題、重点課題に取り組むための 28 の具体的行動を定めている。

大綱及びその具体的実施計画である「子ども・子育て応援プラン」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）等に基づき、少子化社会対策を総合的に推進する。

カ 少子化社会対策に関する普及・啓発

国が行う少子化関連施策をより効果を発揮するためには、少子化対策についての国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。

このため、仕事と育児の両立支援等の働き方の見直し等を進める「官民連携子育て支援推進フォーラム」、身近な地域社会等で助け合える社会の実現に向けた気運の醸成を図る「家族・地域のきずなフォーラム」等を開催し、施策の普及・啓発の推進に努める。

また、「仕事と生活の調和憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月 18 日官民トップ会議決定）に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けた国民的な気運の醸成を図る。

キ 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）

高齢者が安心して暮らせる豊かな社会を構築していくためには、国や地方公共団体による適切な対応とともに、企業、地域社会、NPO、家庭、そして国民一人一人が互いに協力し合いながら、それぞれの役割を果たすための努力を重ねていくことが重要である。

高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）に基づき策定された「高齢社会対策大綱」（平成13年12月28日閣議決定）では、国が推進すべき施策分野として「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」及び「調査研究等の推進」の5分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して高齢社会対策を総合的に推進する。

ク 高齢社会対策に関する普及・啓発

高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会セミナー」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業を実施する。

ケ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発

社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。

コ 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）

障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき策定された「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）では、国が取り組むべき施策分野として「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」及び「国際協力」の8分野を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関をはじめとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

サ 障害者施策に関する普及・啓発

障害者基本法を踏まえ策定された「「障害者週間」の実施について」（平成16年12月1日障害者施策推進本部決定）に基づき、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加意識の高揚を図るため、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とし、前後の期間を含め、全国で、

官民にわたって多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施する。

シ 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき策定された「第8次交通安全基本計画」（平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定）では、平成18年度から平成22年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施する。

ス 交通安全対策に関する普及・啓発

第8次交通安全基本計画及び内閣府交通安全業務計画に基づき、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「子どもと高齢者交通安全意識啓発事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。

セ 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき策定された「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月27日閣議決定）では、犯罪被害者等の方々の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、4つの基本方針、5つの重点課題の下、258の具体的施策を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関を始めとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

ソ 犯罪被害者等施策に関する普及・啓発

関係各省庁、地方公共団体及び関係団体との連携による各種啓発事業の実施、「犯罪被害者週間」の実施、HPなどによる関係情報の提供などを通じて、犯罪被害者等の置かれている状況について、国民の理解を求め、犯罪被害者等に対する施策の必要性、重要性を認識してもらい、施策の充実化を図る。

タ 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき策定された「自殺総合対策大綱」（平成19年6月8日閣議決定。平成20年10月31日一部改正）では、国が推進すべき自殺対策の指針として9項目48の重点分野及び平成28年までに達成すべき目標が示されている。また、大綱に基づき、大綱策定後1年間のフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るため、当面、強化

し、加速化していくべき施策を「自殺対策加速化プラン」として策定した（平成 20 年 10 月 31 日自殺総合対策会議決定）。大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して自殺対策を総合的に推進する。

チ 自殺対策に関する普及・啓発

国、地方公共団体、民間団体等と連携した各種啓発事業、「自殺予防週間」の実施、パンフレットの配布等を通じて、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及し、自殺予防に向けた気運の醸成を図る。また、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課長等会議の開催や地域における自殺者遺族支援団体の自立化を支援することにより、自殺対策に従事する者の技能の向上や相互の連携を推進する。

(3) 主な施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
青年国際交流の推進	1,717	1,657	1,609
青少年健全育成に関する普及・啓発	476	393	361
食育の総合的推進（食育推進基本計画）	—	—	—
食育に関する普及・啓発	101	101	91
少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）	—	—	—
少子化社会対策に関する普及・啓発	93	178	164
高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）	—	—	—
高齢社会対策に関する普及・啓発	29	23	20
バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発	17	13	14
障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）	—	—	—
障害者施策に関する普及・啓発	46	64	65
交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）	—	—	—
交通安全対策に関する普及・啓発	399	374	296
犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）	—	—	—

主な施策	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
犯罪被害者等施策に関する普及・啓発	100	103	159
自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）	—	—	—
自殺対策に関する普及・啓発	—	7	50

（４）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	少子高齢化の進展などにより、制度の持続可能性が問われています。これまで、給付やサービスを受ける方々の立場に立った行政を本当に行ってきたのか、反省すべき点が多いと思います。今こそ国民のみなさまの立場に立って発想を切り替え、自立と共生の理念に基づき、将来にわたり持続可能で、皆が安心できるよう、社会保障制度を立て直さなければなりません。
第 171 回国会施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	昨年の交通事故死者数は、5,100 人余りとなり、昭和 45 年のピーク時に比べ、3 分の 1 以下に減らすことができました。今後 10 年間で、更に半減させます。
第 162 回国会施政方針演説	平成 17 年 1 月 21 日	先の臨時国会で犯罪被害者等基本法が成立しました。犯罪の被害者や遺族が、一日も早く立ち直り安心して生活できるよう、相談や情報提供などの支援を充実させてまいります。
第 164 回国会施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	昨年末に決定された基本計画により、犯罪被害者や遺族が一日も早く立ち直り安心して生活できるよう支援いたします。
第 171 回国会施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	自殺者は、年間 3 万人を超えています。誰もが生きやすい社会を、創らなければなりません。

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
アー① 青年国際交流の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合	— 1事業を除き67%以上	— 各事業67%以上	各事業90%以上 各事業平均94%	達成できた
アー② 青年国際交流の各事業の派遣国及び寄港国を管轄する在外日本公館のうち、事業が日本及び当該国の友好に寄与したと考える公館の割合	— —	— —	全体平均で70%以上 全体平均で89%	目標以上の成果を達成できた
イー① 青少年育成HPへのアクセス件数	— 104,246件	— 103,121件	前年度比増 93,441件	達成に向けて一部進展があった
イー② 各種事業の参加者等に対する事業の有効性等についてのアンケート調査における肯定的な回答の割合 ・19年度からの継続事業 ・新規事業	75%以上 93%	— 87%	90%以上 各事業平均91%	達成できた
			80%以上 (該当する新規事業なし)	
ウ 食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	—	—	施策の進捗状況の確認 (食育推進評価専門委員会によるフォローアップ、食育白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認) 結果は後述	達成できた

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
エー① 食育推進全国大会におけるアンケートへの肯定的な回答の割合	— —	— 69%	70%以上 96%	目標以上の成果を達成できた
エー② 食育HPへのアクセス件数	— 249,398件	— 181,535件	前年度比増 228,905件	目標以上の成果を達成できた
エー③ 食育推進計画を作成・実施している都道府県市町村の割合				
・都道府県	— 83%	— 85%	100% (22年度) 100%	達成できた
・市町村	— 1%	— 4%	50%以上 (22年度) 26%	達成に向けて進展があった
オ 少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ			施策の進捗状況の確認 (少子化社会対策会議によるフォローアップ、少子化社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認) 結果は後述	達成できた
カー① 少子化対策HPへのアクセス件数	— 167,047件	— 140,000件	前年度比増 138,745件	達成に向けて一部進展があった

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
カー② 各種事業（少子化社会対策に関する国際シンポジウム、官民連携子育て支援推進フォーラム・全国リレーションシンポジウム、子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム）におけるアンケートへの肯定的な回答の割合	— 各事業概ね 80%以上	各事業 80%以上 各事業概ね 80%以上	各事業 80%以上 各事業平均 93%	目標以上の 成果を達成 できた
キ 高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	—	—	施策の進捗 状況の確認 （高齢社会対 策会議による フォローアップ、 高齢社会 白書の取りま とめによる施 策の進捗状況 の確認） 結果は後述	達成できた
クー① 高齢社会対策HPへのアクセス 件数	— 267,731件	— 224,383件	前年度比増 182,091件	達成に向け て一部進展 があった
クー② 各種事業（心豊かな長寿社会を 考える国民の集い、高齢社会セミナー、 都道府県・指定都市高齢社会対策主管 課（室）長会議）におけるアンケート への肯定的な回答の割合	— 概ね90%	— 各事業 90%以上	各事業80% 以上 各事業平均 94%	目標以上の 成果を達成 できた
ケー① バリアフリー・ユニバーサルデ ザイン推進HPへのアクセス件数	— 37,458件	— 37,018件	前年度比増 42,550件	達成できた
ケー② バリアフリー・ユニバーサルデ ザイン推進功労者表彰受賞事例集の作 成・配布	— 実施	— 実施	実施 実施	達成できた

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
ケー③ 「心のバリアフリー」を推進するマニュアルの作成・配布	— —	— —	実施 マニュアル 作成に向け た具体的検 討を進めた	達成に向け 一部進展が あった。
コ 障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ			施策の進捗 状況の確認 （障害者施策 推進本部によ るフォローア ップ、障害者 白書の取りま とめによる施 策の進捗状況 の確認） 結果は後述	達成できた
サー① 障害者HPへのアクセス件数	— 118,246件	— 116,829件	前年度比増 99,848件	達成に向け て一部進展 があった
サー② 障害者週間関連事業（集い・シンポジウム・セミナー等）及び障害者施策総合推進地方会議等各種事業におけるアンケートへの肯定的な回答の割合	— —	— —	各事業70% 以上 各事業平均 82%	目標以上の 成果を達成 できた
シ 交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ			施策の進捗 状況の確認 （交通安全白 書の取りまと めによる施策 の進捗状況の 確認） 結果は後述	達成できた

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
スー① 交通安全対策HPへのアクセス件数	— 164,505件	— 175,877件	前年度比増 185,924件	目標以上の成果を達成できた
スー② 各種事業（シンポジウム・研修等）におけるアンケートへの肯定的な回答の割合				
・交通安全シンポジウム	— 86%	70% 91%	90%以上 91%	達成できた
・子どもと高齢者交通安全意識啓発事業	— 74%	70% 74%	70%以上 63%	達成に向けて一部進展があった
スー③ 全国交通安全運動の実施				
・運動期間中の交通安全教室参加者数（千人）	— 春：3,071 秋：2,934	春：3,481 秋：2,970 春：3,283 秋：2,851	前年度比増 春：2,962 秋：2,601	達成に向けて一部進展があった
・運動に携わったボランティア活動者数（千人）	— 春：1,154 秋：1,106	春：1,544 秋：1,406 春：1,156 秋：1,235	前年度比増 春：1,054 秋：1,049	達成に向けて一部進展があった

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
セ 犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	— —	— —	施策の進捗状況の確認（犯罪被害者等施策推進会議または基本計画推進専門委員等会議におけるフォローアップ、犯罪被害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認） 結果は後述	達成できた
ソー① 犯罪被害者等施策HPへのアクセス件数	— 35,683件	— 44,545件	前年度比増 47,021件	目標以上の成果を達成できた
ソー② 「被害者支援ハンドブック・モデル案」、「研修カリキュラム・モデル案」の作成	— —	— —	実施 実施	達成できた
ソー③ 各種事業（シンポジウム・研修・会議等）におけるアンケートへの肯定的な回答の割合	— 概ね80%	— 概ね80%	各事業80%以上 各事業平均91%	目標以上の成果を達成できた

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
タ 自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	—	—	施策の進捗状況の確認（自殺対策推進会議におけるフォローアップ、自殺対策白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認）結果は後述	達成できた
チー① シンポジウム等のアンケートにおける肯定的な評価の割合	—	— 96%	95%以上 93%	達成に向けて進展があった
チー② 国民の意識・行動や地方公共団体、民間団体等における様々な取組等を調査	—	— 実施	実施 実施	達成できた

（達成状況は、①目標以上の成果を達成できた、②達成できた、③達成に向けて進展があった、④達成に向けて一部進展があった、⑤達成に向けての進展はなかった、⑥わからない、の6つの区分から評価した。達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成20年度である。達成目標の設定の考え方は評価書末尾の「参考」を参照。）

（2）平成20年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成20年度に目標とされた32指標のうち、「①目標以上の成果を達成できた」ものが9指標、「②達成できた」ものが14指標あった。一方、「③達成に向けて進展があった」ものは1指標、「④達成に向けて一部進展があった」ものは8指標あった。以上のように、32件の指標のうち23件について、目標値を上回る等の結果を得ており、目標は概ね達成できたと考えられる。

（3）目標の達成状況の分析

ア 青年国際交流の推進

「国際青年育成交流」、「日本・中国青年親善交流」、「日本・韓国青年親善交流」、「東南アジア青年の船」、「世界青年の船」及び「青年社会活動コアリーダー育成プ

プログラム」の6事業を実施し、総計 278 人の日本青年（団長やナショナル・リーダー一等を除く。）とのべ 38 か国 562 人の外国青年（同）とが、ディスカッション等を通じて交流した。参加青年からは事業の参加によって「自身の国、そして世界にとって有益な人材となるためのよい経験ができた」、「社会に恩返しをしていこうという意欲を与えてくれた」、「この事業が自分に与えてくれたものを今度は自分の周りの人にしてあげたいと思うようになった」などの意見や在外日本公館からは「相手国との相互理解、友好関係促進のためには非常に有意義（インドネシアほか多数）」といったコメントが出るなど全体としての評価も高く、国際性を備えた健全な青年の育成、各国青年相互の理解と友好の促進共に概ね達成できた。

これまでに日本青年約 15,000 人、外国青年約 18,000 人が事業に参加しており、参加青年は日本を含む世界 50 か国で自主的に事後活動組織を設立するなど、事業に参加して得た知識や経験等を活かしつつ様々な社会貢献活動を行っているところであり、平成 20 年度の参加青年についても同様の活動が期待できる。

なお、事業の実施に当たっては、国内各地や船内などでのプログラム実施支援業務を各事業とも外注しているが、その受注者の選定について、平成 20 年度からは全事業で一般競争入札を導入するなど、効率的な実施に努めている。

イ 青少年健全育成に関する普及・啓発

青少年育成HPへのアクセス件数については、前年度に比べ下がったものの、引き続き 10 万件近くのアクセス件数を維持しており、青少年健全育成の普及・啓発が図られており、達成に向けて一部進展があった。アクセス件数が下がった要因としては、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて開催した大臣と有識者との懇談（主に平成 19 年度に開催）が広く国民の関心を集め、平成 19 年度に比べて平成 20 年度のアクセス件数が減少するという結果となったことが考えられる。

また、各種事業の参加者に対し行ったアンケート調査において、ほとんどの参加者から「大変有意義である」、「有意義である」という肯定的な回答が得られていることから、次代を担う青少年の健やかな成長に資するため、事業の実施等を通じて、青少年の健全育成と非行防止に向けた国民運動の推進を図るといった目的は達成されており、その有効性は高いと考えられる。

なお、事業の実施に当たっては、青少年育成都道府県民会議や、青少年育成市町村民会議と連携を取りながら、地域におけるモデル事業を実施しその成果を全国に普及する、あるいは中央において開催した研修会の成果を、ブロックから都道府県、都道府県から市町村に順次拡大し全国に普及することで、効果的・効率的な実施に努めている。

ウ 食育の総合的推進（食育推進基本計画）

平成 20 年度に食育推進評価専門委員会を 3 回開催し、食育の総合的な促進に係る施策の状況について関係各府省からヒアリングを行い、確認及び現状を分析した。各委員会の議事録、関係資料等は食育HPに随時公表した。

また、食育白書の取りまとめを行い、食育の総合的な促進に係る施策の状況について確認するとともに、具体的な取組事例を記述した。（資料 2 参照）

この結果、食育基本計画における食育の総合的な促進に関する取り組むべき施策については、家庭における食育の推進により、朝食を欠食する児童生徒の割合が 3.5%から 1.6%に減少するなど、各施策が各府省において着実に推進されていることが確認された。ただし、食育推進運動の展開において、市町村、地域における推進（市町村の食育推進計画の作成・実施率は 26%。下記エで後述）等は更なる取組が必要である。

エ 食育に関する普及・啓発

6 月の「食育月間」の中核的行事として第 3 回「食育推進全国大会」（平成 20 年 6 月 7 日、8 日）を、群馬県前橋市で開催し、2 日間合計で 28,400 人の来場があった。来場者に対するアンケートの結果、肯定的な評価の割合が 96%となり、目標値を大きく上回った。

また、食育HPへのアクセス件数については、前年度から約 47,000 件の増加となり、目標値を大きく上回った。

さらに、食育推進計画を作成・実施している都道府県・市町村の割合については、都道府県においては 100%となり、目標（100%）を達成した。市町村については、26%と前年度の 4%を上回り、目標の 50%以上（平成 22 年度）に向けて順調に推移している。その要因としては、地域において食育に関するボランティアの数が 28 万人（平成 19 年度）から 33 万人（平成 20 年度）と、1 年間に 5 万人も増え、地方公共団体へ働きかける力となったことがあると考えられる。

なお、事業の実施に当たっては、食育基本計画の主旨に則り、国、地方公共団体といった行政が主体となるのではなく、このようなボランティアを始め各種団体等と連携して施策の推進に当たっていくことにより、効率的な推進に努めている。

オ 少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）

少子化社会白書の取りまとめに加え（資料 3 参照）、子ども・子育て応援プランで数値目標を掲げている施策の達成状況の取りまとめ、利用者意向調査等を行い、施策の進捗状況につき確認を行った。

子ども・子育て応援プランに盛り込まれた施策については、児童相談所の夜間対応等の体制整備、公共交通機関（ノンステップバス、航空機）のバリアフリー化な

どは既に目標を達成しており、奨学金事業の充実、大企業における行動計画の策定・実施の支援などは目標達成に向け着実に進捗している。一方、男性の育児休業取得率、休日保育の推進などは目標との乖離が大きく更なる取組が必要である。

利用者の実際の意識や感覚を把握するために行なった利用者意向調査においては、大綱に示された目指すべき社会の姿の達成度や国の取組に関する評価については全般的に厳しい評価となっており、特に「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」に関する項目の評価が低かった。

カ 少子化社会対策に関する普及・啓発

シンポジウム等の参加者に対し行ったアンケートの結果、肯定的な評価の割合が各事業とも目標値を大きく上回り、目標以上の成果を達成することができた。

また、少子化対策HPへのアクセス件数については、目標値まで達しなかったが、前年度とほぼ同程度のアクセス件数があることから、一定程度の進展があった。なお、アクセス件数が伸びなかった要因としては、地方公共団体等の取組に関する情報の掲載などが少なかったことが要因の一つと考えられる。

さらに、シンポジウム等の事業の実施に当たっては、一般競争入札を実施し、効率的な事業の実施に努めている。

キ 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）

高齢社会対策会議による関係各府省の高齢社会対策のフォローアップや高齢社会白書の取りまとめに加え（資料4参照）、意識調査等を実施し、計画に盛り込まれた施策の進捗状況につき確認を行った。その結果、60代前半の就業率の向上や高齢者のグループ活動への参加者の増加、70歳以上の消費相談件数の減少等が確認できた。

ク 高齢社会対策に関する普及・啓発

高齢社会対策HPへのアクセス件数については、前年度に比べ下がったものの、引き続き10万件以上のアクセス件数があることから、高齢社会対策の普及・啓発が図られており、達成に向けて一部進展があった。なお、アクセス件数が前年度に比べ下がった要因としては、前年度においては、後期高齢者医療制度、年金記録問題等が国民の関心を集め、一時的にアクセス件数が増加するという外部的要因があったと考えられる。

また、各種事業（心豊かな長寿社会を考える国民の集い、高齢社会セミナー）におけるアンケートの結果、セミナーにおいては、参加者の7割以上が社会活動の学習・情報の収集・問題、課題の解決を目的に参加しており、プログラム内容については参加者の9割が「良かった」との肯定的な評価をしている。また、国民の集いに関しても高齢者の自立と社会参加、世代間の交流等について、今後の参考になる

何か（例えば意欲、やる気など）を得られたかどうか参加者にきいたところ、「大いに得ることができた」と肯定的な評価の割合が9割を超える等、目標以上の成果を達成することができた。ただし、都道府県・指定都市高齢社会対策主管課（室）長会議は、「社会保障国民会議」等の社会保障制度及び高齢者の安心と活力の強化に向けた議論が行われることとなったため、この推移を見つつ、平成20年度における開催を延期した。なお、会議については、今後、適時適切に開催する予定である。

なお、事業の実施に当たっては、高齢社会対策HPへの掲載により、全国の住民や地域活動者などにも広く周知するとともに、開催地域において効率的な事業運営、集客力・発信力のある団体と協同して実施するなど、効率的な実施に努めている。

ケ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進HPへのアクセス件数については、前年度に比べて件数が増加傾向にあることから、施策の普及・啓発が着実に図られており、当初の目標が達成できた。

また、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例集の作成・配布を行い、この分野に関する優れた受賞事例を広く周知することにより、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの取組を一層推進することができた。なお、本事例集については、発行部数も限られていることから、より効率的に広く普及を図るため、内容や配布先の見直し等に努めている。

「心のバリアフリー」を推進するマニュアルの作成・配布については、平成20年度中に作成・配布はできなかったものの、作成に向け、都道府県等のマニュアル収集の作業を進める等、目標達成に向け一部進展があったところ。本事業は、平成21年度も引き続き、作成・配布に向け、当事者からのヒアリングを行う等、より具体的な検討を進める予定である。

コ 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）

障害者施策推進本部に設置した障害者施策推進課長会議において、障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップを行い、障害者基本法の実施状況等及び障害者施策における課題と対応について取りまとめを行い、公表した。

障害者基本法の実施状況等については、障害者基本法及びこれに基づく障害者基本計画及び「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）等により、「共生社会」の実現に向けて施策の着実な推進が図られた（資料5参照）。また、障害者施策における課題と対応については、障害者施策の在り方に関し、意見聴取の過程で指摘された課題（198項目）（資料6参照）について、今後とも、新たな「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月25日障害者施策推進本部

決定)等に基づき、着実に対応することとした。

さらに、障害者白書を取りまとめるとともに(資料7参照)、障害者施策の総合的な推進状況のフォローアップや、障害当事者を対象とした意識調査を実施した。

サ 障害者施策に関する普及・啓発

障害者施策HPへのアクセス件数については、前年度に比べ下がったものの、ほぼ10万件のアクセス件数があることから、障害者施策の普及・啓発が図られており、達成に向けて進展があった。なお、アクセス件数が下がった要因としては、平成19年度は「障害者基本計画」の後期5年間における障害者施策の着実な推進を図るための新たな「重点施策実施5か年計画」が障害者施策推進本部において決定されたことや、皇太子殿下の御臨席の下に「アジア太平洋障害者の十年(2003~2012年)」中間年を記念した「障害者週間の集い」の開催など、国民の関心の高い出来事があったことで一時的に前年度のアクセス件数が高かったことが考えられる。

障害者週間関連事業(集い・シンポジウム・セミナー等)については、来場者にアンケートを実施し、来場者の感想を問う質問に対しては、「大変良かった」、「良かった」と肯定的な回答をした者が82%であった。また、障害者施策総合推進地方会議等各種事業においても、来場者にアンケートを実施し、会議の構成について問う質問に対しては、「大変参考になった」、「参考になった」と肯定的な回答をした者が81%であり、目標以上の成果を達成することができた。

なお、事業の実施に当たっては、NPO等の民間団体や都道府県・政令指定都市等と連携を図るほか、専門性を要する事業等については外部に委嘱するなど、効率的な事業の実施に努めている。

シ 交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)

第8次交通安全基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、平成20年には、基本計画の数値目標(死者5,500人以下、死傷者100万人以下)を2年前倒しで達成できた。これは、シートベルトの着用者率の向上、飲酒運転の根絶等を始めとする取組の成果であると考えられる。これらを含め、交通安全白書において交通事故の状況及び交通安全施策の現況・計画について取りまとめ、進捗状況の確認に取り組んだ。(資料8参照)

また、平成22年度末に予定している第9次交通安全基本計画の策定に向け、交通安全対策の総合的な効果分析手法に関する調査研究を実施し、適正かつ精度の高い数値目標を示すとともに、道路交通安全の基本的な施策について検討するなど、政策的決断の基礎的資料を作成したほか、飲酒運転根絶に向けた社会的気運の高まりを受け、常習飲酒運転者の飲酒運転抑止方策に係る調査研究を実施するなど、交通安全対策を総合的に推進した。

ス 交通安全対策に関する普及・啓発

交通安全対策に関する普及・啓発の各事業は、多様な主体が連携しつつ効果的・効率的に対策を講じることができるようにしており、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策と相俟って、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられる。

春・秋の全国交通安全運動期間中における交通安全教室の参加者数、ボランティア活動者数については、市町村合併の進展に伴い、既存の交通安全推進団体の取組に影響があったことなどから、目標値には達しなかったものの依然として多くの方が参加しており、達成に向けて一部進展があった。

また、交通安全対策HPへのアクセス件数は前年度を上回り目標を達成しているなど、交通安全やボランティア活動への意識の醸成が進んでおり、交通安全対策に関する普及・啓発の各事業の有効性は高いものと考えられる。

さらに、各事業の実施に当たり、国の行政機関や都道府県・政令指定都市等と連携を図るほか、専門性を要する事業等については外部に委嘱するなど、効率的な事業の実施に努めている。

セ 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）

犯罪被害者白書の取りまとめにより、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況につき確認を行った。（資料9参照）犯罪被害給付制度の拡充、刑事裁判における被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の創設、損害賠償命令制度の創設等、基本計画において課題とされた施策が実現されており、犯罪被害者等施策は基本計画に基づいて概ね順調に推進されている。

ソ 犯罪被害者等施策に関する普及・啓発

犯罪被害者等施策HPへのアクセス件数については、前年度に比べて件数が増えており、犯罪被害者等の置かれている状況について、国民の理解の浸透が図られた。

犯罪被害者支援を行う際の留意点や連携方法をまとめた「被害者支援ハンドブック・モデル案」及び支援活動を行う者の一定レベル以上の支援の内容及び質を確保するための「研修カリキュラム・モデル案」を作成し、関係機関・団体へ配布した。同案をモデルに、全国で関係機関・団体独自のハンドブックやカリキュラムが作成され始めており、犯罪被害者等が必要とする支援を誰でも必要なときに必要な場所で受けられる体制の整備が行われつつあり、全国統一的な支援レベルの底上げが促進された。

シンポジウム・研修・会議等におけるアンケートの肯定的な評価の割合については、それぞれ8割を超えており、「犯罪被害者の立場・苦しみを理解する機会となっ

た」、「遺族の気持ちや、当時の状況を知ることができ、とても参考となった」、「遺族のお話を伺うことで、事件後の遺族の心情等を知り、支援の重要性が再確認できた」等の意見が寄せられるなど、目標は達成できた。

一方で、犯罪被害者等施策に対する更なる広報・啓発の充実を求める声もあり、今後、各種媒体を通じた広報啓発活動をより積極的に実施する必要がある。

なお、これらの事業の実施に当たっては、国の行政機関、地方公共団体及び民間団体と連携を図るほか、有識者からの意見などを踏まえつつ、ほとんどの事業を外部に委嘱して実施しており、効率的な事業実施に努めている。

タ 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）

自殺対策推進会議におけるフォローアップ、自殺対策白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認（資料 10 参照）を行った。

自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策については、達成に向けて進展しているものの、最近の動向としては、自殺者数が平成 10 年以降連続して 3 万人を超える状況にあること、また、平成 20 年に入り硫化水素による自殺が発生するなど憂慮すべき事態にある。このため、平成 20 年 10 月に、大綱の一部改正及び自殺対策加速化プランの策定を行ったところである。大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、対策に一層取り組んでいく必要がある。

チ 自殺対策に関する普及・啓発

自殺予防週間の実施に当たり、内閣府より、各府省、各都道府県・政令指定都市、民間団体等に対して、普及・啓発活動の強化を依頼した。また、シンポジウムのアンケートにおける肯定的な評価の割合は、関心の低い参加者がプログラム内容を十分に理解できなかったことなどから、目標に達しなかったと考えられる。参加者は、自殺問題に比較的関心が高い層が中心であると考えられるが、関心の低い層に対しても広く自殺や精神疾患についての正しい知識を普及するため、参加者やプログラムの内容について工夫する必要がある。

全国都道府県・政令指定都市自殺対策主管課長等会議は、国の現状・施策や各自治体の自殺対策の取組についてお互いに情報交換する貴重な機会となっており、国、地方にとって自殺対策の推進に大きく貢献していると考えられる。

自殺者遺族支援団体の立ち上げの際の手法等の研修を行う地域における自殺者遺族支援団体の自立化を支援する事業は、研修参加者アンケートからも好評を得ており、国、地方、民間団体の連携した自死遺族支援として一定の効果があつたと考えられる。また、事業の実施に当たっては、自殺者遺族支援の知見を有する民間団体に委託して実施しており、効率的な事業実施に努めている。

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

青年国際交流の推進については、国際性を備えた健全な青年の育成、各国青年相互の理解と友好の促進に長年貢献してきており、その評価も高いことから、時代の変化に応じて事業内容の見直しを行いつつ、引き続き推進することとする。

青少年の健全育成については、青少年育成施策大綱及び子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）において、国民の理解・協力を促進するため、民間主体との連携・協力等により広報啓発や情報提供を実施するとされていることを踏まえ、青少年の健全育成に向けた気運の醸成に向け、普及・啓発に一層積極的に取り組んでいく。

さらに、青少年育成大綱及び子ども・若者育成支援推進法において、人材育成の必要性について盛り込まれていることを踏まえ、困難を有する若者を支援する人材の育成や、支援に携わる人材育成の体制整備を推進する。

食育の推進については、食育推進基本計画における食育の総合的な促進に関する各施策が着実に推進されている。しかしながら、市町村の食育基本計画の作成・実施率 26%に表れるように、食育推進運動の展開において、市町村、地域レベルの推進がまだ途上であり、今後、一層の推進を図っていくことが必要である。

少子化社会対策については、子ども・子育て応援プランにおける施策の取組状況を見ると、多くの施策について目標達成に向け着実に進捗しているものの、利用者（国民）の評価を見ると、十分ではない点も見受けられ、今後とも利用者の視点に立った点検・評価とその反映を通じて、少子化対策推進の実効性を担保していく必要がある。

また、現行の少子化社会対策大綱においては、「おおむね 5 年後を目処に見直しを行うこととする」とされていることを踏まえ、平成 21 年以内に新しい少子化社会対策大綱を策定するとともに、新しい大綱に基づき具体的実施計画を策定、普及・啓発については、子育て当事者以外の者、関心の低い層に対する知識の普及・啓発が必要である。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する認知度（「言葉も内容も知っている人」の割合）は、平成 21 年 3 月時点で 13%となっており、労働時間の長い人ほど、認知度は高い。また、仕事と生活の在り方についての希望と現実との間の乖離が多く見られていることから、「仕事と生活の調和」という言葉は認知していなくとも、その必要性を感じている人は多く、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めていく上で、認知度の向上を含め社会的気運の醸成を図っていくことが求められている。特に勤務先の企業規模が小さいほど認知度は低く、中小企業を中心に企業における取組を支援していくことが必要である。

また、仕事と生活の調和実現の進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る手段として、数値目標及び実現度指標の活用をすることとされているが、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2009」（平成21年8月）では、数値目標等により仕事と生活の調和の状況を把握した上で、今後に向けた課題とその課題を踏まえての当面重点的に取り組むべき事項が取りまとめられたところである。今後、これを踏まえながら更なる施策の推進を図っていく必要がある。また、政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和連携推進・評価部会及び関係省庁連携推進会議合同会議においては、毎年、仕事と生活の調和レポートを作成するなど、数値目標等による現状把握、課題の究明、新たな政策手段の検討、既存の政策手段の見直し、改善等の政策の方向性について議論を行い、仕事と生活の調和憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針に基づき点検・評価を行うこととしている。（資料11参照）（平成19年度重要対象分野）

高齢社会対策については、国民一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会を確立していくため、経済社会のシステムがこれからの高齢社会にふさわしいものとなるよう不断に見直し、個人の自立や家庭の役割を支援し、国民の活力を維持・増進するとともに、自助、共助の適切な組合せにより安心できる暮らしを確保するなど、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図るために、施策を講じていく。

また、高齢者数の増加とともに、多地域での個人及び団体の活動も多様化していることから、これら地域の有効な活動を全国レベルの活動に広げていき、地域の活動を促進していくことが必要不可欠であると考えことから、地域のリーダーに参考になるような深掘した議論が行えるフォーラムの充実を図ることが求められている。

今後、高齢者間での格差の拡大や、地縁や血縁の支えを持たないまま、それに代わる人間関係を形成できない孤立した高齢者が増えていくことが懸念されることから、多様化する高齢者像の実態をより綿密に把握することも求められている。

上記のような施策を行った際には、施策の内容等についての情報の伝達方法を工夫し、より多くの高齢者の方に認知してもらえるようにしていく。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進については、在宅の身体障害者数の増加や少子高齢化の進行、高齢者・障害者・未就学児を持つ女性の多くが日常生活において何らかのバリアを感じていること等の現状を踏まえると、未だ社会全体の取組は十分とは言えず、その取組を一層推進していくことが必要であり、引き続き、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する普及・啓発を行うこととする。

障害者施策については、障害者基本法及びこれに基づく障害者基本計画及び重点施策

実施5か年計画等により、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを掲げ、その実現を図るための施策等を規定しているところであり、引き続き、障害者施策に係る取組を計画的に一層推進していくこととする。

交通安全対策については、第8次交通安全基本計画では、その基本理念である「交通事故のない社会」を実現するためには、「人優先」の交通安全思想を基本に運転者や歩行者等の交通安全意識の向上を図り、国民一人一人が交通安全に関する意識を改革することが重要としていることから、交通安全対策に関する普及・啓発をより一層推進していくこととする。

犯罪被害者等施策については、今後とも犯罪被害者等基本計画に基づいた施策の実施を引き続き推進していくとともに、現行の基本計画は、計画期間が平成22年度末までであるため、犯罪被害者等基本計画（第2次）の策定を行う必要がある。

また、地方公共団体レベルでは、犯罪被害者等施策の取組が不十分との指摘もみられるところであり、犯罪被害者等の置かれた状況を認識する必要性や地方公共団体において施策を推進する重要性について啓発・情報提供等を今後もより一層強力に推進していく必要がある。

自殺は、多くの場合、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因とその人の性格傾向、家族の状況等が複雑に関係している。このため、自殺の社会的要因と心の健康問題等について、自殺対策を総合的に推進していく。

また、自殺者数が平成10年以降連続して3万人を超える状況にあること、平成20年に入り硫化水素による自殺が発生するなど憂慮すべき事態にあるため、自殺総合対策大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、対策に一層取り組んでいく必要がある。

普及・啓発については、自殺予防に関心の低い層に対しても広く自殺や精神疾患についての正しい知識を普及するため、参加者やプログラムの内容について工夫する必要がある。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
<p>・青年国際交流の推進</p> <p>今後も、青年国際交流を通じて、国際性を備えた健全な青年の育成、各国青年相互の理解と友好の促進を図る。</p>	<p>予算要求</p>	<p>現行予算を継続</p>
	<p>事務の改善等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度は、「国際青年育成交流」の招へい国を重点化し、派遣国と完全に一致させる相互交流事業とするほか、「世界青年の船」の日本国内プログラムを充実強化するため、地元青年とのディスカッションを設定するなど、大幅な見直しを行うこととしている。 ・まずは、平成 21 年度事業を着実に実施し、その評価も踏まえ、今後も必要に応じて、適時・適切な改善を行う。
<p>・青少年健全育成に関する普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成に向けた気運の醸成に向け、普及・啓発に積極的に取り組む必要がある。 ・困難を有する若者を支援する人材の育成や、支援に携わる人材育成の体制整備を推進する必要がある。 	<p>予算要求</p>	<p>予算の拡充を検討</p>
	<p>事務の改善等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の見直しを行い、統廃合する等、その合理化を図る。 ・地域において牽引的役割を担っている青少年育成指導者等に対する研修会の充実等について検討する。 ・「子ども・若者支援地域協議会」の体制を機能させるための人材育成や、支援員の養成等に関するモデル事業を行う。 ・HP のイメージを工夫し、関係団体や地方公共団体への周知を積極的に行う等、その PR に努める。 ・機構・定員要求を行う。
<p>・食育に関する普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育推進計画を作成・実施している市町村の割合が 26% と、目標の 50% 以上（平成 22 年度）に向けて 	<p>予算要求</p>	<p>現行予算を継続</p>
	<p>事務の改善等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における食育推進計画の作成を促進するため、有識者をアドバイザーとして派遣して行う都道

課題	今後の取組方針	
<p>順調に推移しているが、目標達成のため、その推進を加速化させる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食育推進全国大会の内容及び食育HPの充実を図る等、食育に関するより一層の普及・啓発を図る。 	<p>府県単位での説明会の実施を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食育に関する情報発信に関して、ポスター、リーフレット等紙媒体については実績を踏まえた見直しを行うとともに、動画配信等効果的手法・手段を検討する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 少子化社会対策に関する普及・啓発 経済団体・労働団体・地方公共団体等における仕事と生活の調和・子育て支援を推進する人材育成等に重点を置きつつ、普及啓発事業（シンポジウム・フォーラム等）を見直し、効率化を図る。 少子化対策HPの一層の充実を図る。 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する認知度は13%となっており、仕事と生活の調和の推進を図っていくためには、一層の普及・啓発が求められている。 仕事と生活の調和の実現に向けた進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る手段として、事後の検証が可能となるよう数値目標及び実現度指標を活用する。 	<p>予算要求</p> <p>事務の改善等</p>	<p>現行予算を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化社会対策に関する国際シンポジウムは平成21年度より事業の見直しを行い廃止。 官民連携子育て支援推進フォーラム・全国リレーシンポジウム及び子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラムについては効率化等内容の検討を行う。 少子化対策HPについては動画配信等効果的手法・手段を検討する。 仕事と生活の調和に関する認知度の向上を含め社会的気運の醸成を図る。特に、勤務先の企業規模が小さいほど認知度は低く、中小企業を中心に企業における取組を支援する。 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2009」（平成21年8月）では、数値目標等により仕事と生活の調和の状況を把握した上で、今後の課題と当面重点的に取り組むべき事項が取りまとめられた。今後も、毎年レポートを作成するとともに、数値目標等による現状把握など、議論を行い、憲章・行動指針に基づく点検・

課題	今後の取組方針	
		評価を行う。
<p>・高齢社会対策に関する普及・啓発</p> <p>世界でも例をみない本格的な高齢社会を迎え、高齢者像も多様化することから、より深掘りした議論のできる場にする。</p>	<p>予算要求</p> <p>事務の改善等</p> <p>・実施事業の見直し</p>	<p>現行予算を継続</p> <p>・「高齢社会」の重要性を啓発する趣旨の「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」、「高齢社会セミナー」については、平成 21 年度より事業の見直しを行い、廃止した。</p> <p>・平成 21 年度においては、高齢者の社会参加活動がより活発になるよう、全国の先進事例を紹介するとともに、参加者同士の活発な意見交換等を取り入れた参加型の「高齢社会フォーラム」（新規）を実施し、平成 22 年度においても引き続き実施予定。</p>
<p>・バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発</p> <p>引き続き、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施するとともに、「心のバリアフリーガイド（仮称）」の作成・配布を行う。</p>	<p>予算要求</p> <p>事務の改善等</p>	<p>予算の拡充を検討</p> <p>・バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例集については、内容の簡素化、配布先の見直し等の改善を図る。</p> <p>・「心のバリアフリーガイド（仮称）」作成にあたっては、冊子による配布だけでなく、電子媒体で幅広くコンテンツを提供し、活用を促すことにより、限られた予算で効率的な普及を目指す。</p>
<p>・障害者施策に関する普及・啓発</p> <p>・障害者週間関連事業（集い・シンポジウム・セミナー等）及び障害者施策総合推進地方会議等各種事業の充実を図る等、障害者施策のより一層の普及・啓発を図る。</p>	<p>予算要求</p> <p>事務の改善等</p>	<p>現行予算を継続</p> <p>・障害者基本法に基づく障害者週間の事業を実施するとともに、障害者基本計画に基づく障害及び障害者に関する国民の理解を促進する。</p>

課題	今後の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本計画の普及を始め、障害者施策の推進のために必要な地方との連携強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度における差別に該当するおそれのある事例の収集・取りまとめを踏まえ、「障害者の生活分野別差別防止事案集」の作成を行うとともに、企業や障害当事者を対象とした説明会を開催（原則として全都道府県で開催）するほか、啓発資料の作成、配布を行うことにより、国民の理解と協力を促進する。 ・ 障害者施策HPについてはより見やすいものとなるよう工夫していく。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全対策に関する普及・啓発 ・ 交通安全対策に関する普及・啓発をより一層推進する。 ・ 全国交通安全運動期間中の交通安全教室参加者数、運動に携わったボランティア活動者数の増加等に資するため、交通ボランティア等の資質の向上を図る。 	<p>予算要求</p> <p>事務の改善等</p>	<p>現行予算を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8次交通安全基本計画等に基づく各事業について、有効性や効率性を高めることができるよう、事業の見直しや事業内容の見直し等の改善を図りつつ取り組んでいくこととする。 ・ ボランティア支援事業等を通して、知識の付与、意識の向上を図ることとする。 ・ また、関係機関、地方自治体及び民間団体等に働き掛けを行い、より多くの参加が得られるようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等施策に関する普及・啓発 犯罪被害者等に対する国民理解の更なる増進を図るとともに、地方公共団体職員の犯罪被害者等施策に関する理解の促進、知識・ノウハウの習得を図るなどして、各地域における犯罪 	<p>予算要求</p> <p>事務の改善等</p>	<p>現行予算を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者週間関連事業である「国民のつどい」（中央大会、地方大会）について、内容の充実を図るなど必要に応じて適時・適切な改善を図る。

課題	今後の取組方針	
被害者支援のための十分な整備体制を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体における犯罪被害者等施策の取組状況の実態について調査を行うとともに、地方公共団体職員向け研修会の開催や都道府県版被害者支援ハンドブックの作成支援などを行う。 ・ 犯罪被害者支援に係る教材を作成し、関係機関・団体の被害者支援の人材育成を推進する。 ・ 民間団体等との協働により、地域における被害者支援の普及促進モデル事業を進めていく。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺対策に関する普及・啓発 自殺予防に向けた気運の醸成を図るため、シンポジウムの内容の改善 	予算要求	現行予算を継続
	事務の改善等	関心の低い層の参加を拡大するため、専門的な基調講演、報告のみにとらわれることなく、国民が親しみやすいテーマ、人選や参加対象者を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全般 	事務の改善等	各事業の実施に当たり、一般競争入札により業者選定を行っており、予算の効率的な執行を図っている。引き続き、予算の効率的な執行に努めていく。

(用語)

- ・ 予算要求 : 平成 22 年度概算要求に反映
- ・ 事務の改善等 : 事業の実施方法の見直し (事務改善や契約方法の改善)、事業の統廃合による合理化、事業の廃止等を平成 21 年度及び 22 年度の施策実施に反映

4 有識者の意見等

ア 青年国際交流の推進について

青少年育成に関する内閣府特命担当大臣と有識者との懇談（平成 20 年 4 月 14 日）において、北城恪太郎氏（日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問）から下記のような御意見が出された。

- ・ 優れた将来の社会のリーダー、あるいは企業のリーダーになるような学生をうまく選抜して、こういうプログラムに参加してもらったらいいいのではないか。海外の人たちとそういう人たちが交流する場合は、非常に貴重な場だと思う。

イ 青少年健全育成に関する普及・啓発について

青少年育成に関する内閣府特命担当大臣と有識者との懇談において、竹花豊氏（松下電器産業株式会社役員）から下記のような御意見を伺った。

- ・ 当たり前でもこれは世の中にとって非常に大事なことでと多くの人たちが思い、根付いていくような取組こそ内閣府が音頭を取る必要がある。
- ・ 青少年の問題は各省庁にまたがる幅広い問題であるので、内閣府の持つ権能を活かして、地方公共団体が実際に取り組む際に、選択できる幾つかの枠組みを提示してやる必要がある。

ウ 食育の総合的推進（食育推進基本計画）について

食育推進評価専門委員会において、渡邊昌座長（前国立健康・栄養研究所理事長、食育推進会議委員）から下記のような御意見を伺った。

- ・ 食育を推進するに当たり、食に関する過去の経験、労働時間、通勤時間などの現況、将来への期待等社会経済的環境要因が、食生活や食の意識の形成にどのように関係しているかについて、意識調査等を行って基礎データを得て、それを分析し、食育推進基本計画の改訂（現在の基本計画は平成 22 年度まで）に向けた議論のためのエビデンスとしたらどうか。

エ 食育に関する普及・啓発について

企業分野等食育活動検討会議を 5 回開催し（平成 19 年度 3 回、平成 20 年度 2 回）、平成 20 年 7 月に熊倉勲夫座長（国立民族学博物館名誉教授・総合研究大学院大学名誉教授）の下で 8 名の有識者が下記のような意見を取りまとめた。

- ・ 食育をめぐる様々な企画や活動が、互いに共鳴して大きな輪を生み出すようなつなぎ役を行政が積極的に果たすことも期待されよう。
- ・ 健全な食生活を支える「食でつなぐきずな」の創造に向けて、企業分野等も含めてあらゆる関係者の積極的な取組が求められている。

オ 少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱） について

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」（平成 19 年 12 月 27 日少子化社会対策会議決定）を踏まえ、少子化社会対策について利用者の視点に立ち点検・評価するとともに、その点検・評価の手法の改善を図ることなどを目的として、平成 20 年 7 月より「少子化社会対策推進点検・評価検討会議」（有識者等 10 名）を開催している。会議の中で有識者等から下記のような指摘がなされた。

- ・ 少子化対策についての利用者（国民）の評価をみると、全体的に評価が低い。
- ・ 利用者意向調査については、政策立案、政策評価等に利用するといった観点から方法等を検討する必要がある。

また、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）及び「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」(平成 20 年 7 月 29 日)を受けて、認定こども園の制度改革に向けた検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣の 3 大臣の合意の下、平成 20 年 10 月より「認定こども園制度の在り方に関する検討会」（有識者等 16 名）を開催し、平成 21 年 3 月に報告書を取りまとめた。報告書の概要は下記のとおり。

- ・ 認定こども園制度では、財政支援、省庁間・自治体間の連携、制度の普及・啓発が不十分、事務手続が煩雑などの課題がある。
- ・ 平成 23 年度には認定件数が 2,000 件以上になることを目指し、①財政支援の充実、②二重行政の解消、③教育・保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上といった取組を行なうべき。

さらに、子育て世代の当事者、利用者の視点から既存の枠にとらわれることなく議論するため、平成 21 年 1 月より「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を開催し、各回のテーマに応じた有識者（現場の当事者・学識経験者・関係団体等）を招き、ヒアリング及び意見交換を行った。会合の中で有識者等から下記のような指摘がなされた。

- ・ 結婚を前提とした従来の対策だけでは少子化傾向に歯止めをかけることは困難。
- ・ 若者支援を行なわないと少子化は解決しない。若者が自立していく過程をライフステージの中で「線」として支援することが必要。
- ・ 希望する人が若いうちに安全に生めるよう、不妊等のリスクについての教育や情報共有が必要。
- ・ 従来型の男性フルタイム正社員を想定した一律的な働き方の見直しが必要。

カ 少子化社会対策に関する普及・啓発について

「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」により、平成 21 年 6 月に取り

まとめられた提言において、下記のような指摘がなされた。

- ・ 「関心（合意）がない → 国民すべての“みんなの少子化対策”を目指す」のなかで、思い切った政策の展開とその財源の必要性を理解してもらうこととともに、たくさんの人を巻き込みながら「みんな」が「自ら」「具体的な」行動をおこすこと、特に、若者、さらには子どもの世代の積極的参画のための教育や啓発普及も重要である。

キ 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）について

阿部彩氏（国立社会保障・人口問題研究所、男女共同参画局 監視・影響調査専門調査会 委員）から、下記のような御意見を伺った。

- ・ 高齢者間では特に格差が著しいことも踏まえると、平均的な高齢者像の議論のみでは、より不利な状況にある高齢者の実態が把握できない。高齢社会白書などで「暮らし向きが苦しい」と感じている高齢者が3割弱存在するなど、生活困難を抱える高齢者にもスポットライトを当てていることは評価する。高齢者の生活困難について、より一層の調査研究を行うことを期待する。

ク 高齢社会対策に関する普及・啓発について

瀬沼克彰氏（桜美林大学名誉教授）から、下記のような御意見を伺った。

- ・ 「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」は、都道府県の持ち回りと理解しているが、毎年各々の自治体の特徴を活かした企画を出していくことが望まれる。参加者は、その土地の特徴のある集会に出席することによって、自分の自治体施策について自己評価が出来てリニューアルの視点が発見できると思う。こうした視点にたつと、中央で活躍する専門家の登用はなるべく少なくして、地方で活躍している人の出番を作って活動が活発化することを支援し、他所への波及効果も促進する持ち方が希望される。
- ・ 「社会参加活動の事例紹介事業」は、市町村が好ましい先進的事例を推薦し、都道府県が内閣府に取り継ぐという方法によって、選考がされてきた。その後、高齢者活動に力を入れている全国的団体からの推薦も加えるようになり、先進事例の内容の幅が広がった。選考後は、個人と団体について事例集が作成され、自治体、関係団体、マスコミなどに配布されて、多くの高齢者に読まれて、社会参加活動の活性化に役立っている。また、選考事例が地域のマスコミ等に取り上げられて、評判になることが少なくなく、増幅効果が出てきている。
- ・ 「高齢社会セミナー」は、自治体の担当者、関係分野の研究者、実践者が毎年一同に会し、テーマを決めて研究討議する集まりである。この種の集会は、学会、小規模な研究会は数多く開催されているが、このセミナーによる大規模なものは皆無に等しい。従って、その波及効果は大きく、毎年マスコミが開催内容を記事

として、参加しなくてもその概要は多くの関係者の知るところとなる。また、開催内容は教科書になって多くの人に読まれて、高齢対策の立案や実施に役立っている。

ケ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会において、有識者から下記のような御意見を伺った。

- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発として、表彰式・事例発表を行うとともに、事例集を作成して関係先に配布するなどの取組を、引き続き推進するとともに、これまでの受賞者のその後の状況を調査し、どのような効果が生まれたかを検証してはどうか。

コ 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）

中央障害者施策推進協議会において、水越さくえ氏（株式会社セブン&アイ出版代表取締役社長）から、下記のような御意見を伺った。

- ・ 生活環境の整備についてですが、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が進められています。特に日本では高齢化が急速に進んでいますが、高齢者も障がい者も「支えられる側」から「自立して生きられる」社会づくりが必要です。公共機関、交通機関等々だけでなく、どこにでも出て行けるようにするため、官民一体となって取り組むべき課題と考えます。そのためにも、今後、多くの国民の理解を深めるために是非ともPRというか発信し続けていただければと思います。

また、第20回障害者施策推進課長会議において、妻屋明氏（社団法人全国脊髄損傷者連合会理事長）から、下記のような御意見を伺った。

- ・ 情報・コミュニケーション分野についてです。現在、障害者基本法の中で出されているものは情報、特にIT活用という面に偏りがちになっているような気がします。ですから、それを幅広く情報というものに配慮し、コミュニケーション、放送の分野、施設、交通機関を利用する、あるいは、災害の場合にはどのような対応をすればいいのか。また政見放送におきましても同様に、さまざまな分野での情報コミュニケーションというものが共有できる。また保障できる施策が必要です。その中でバリアフリーの実現に向けて取り組む必要があると考えています。

サ 障害者施策に関する普及・啓発

第14回障害者施策推進課長会議において、安藤豊喜氏（財団法人全日本ろうあ連盟理事長）から下記のような御意見を伺った。

- ・ 障害者に対する国民的な理解ですが、国民の皆さんの障害者に対する理解というものは非常に発展しているのではないかと思います。
- ・ 現在のいろいろな施策の中では、12月の障害者週間で1つのところにあつまって表彰式をやる、これは基本中の基本だけなんですけど、もっと全国の障害者が参画できるようなイベントを組んで、障害者の理解を進める必要があるのではないかと思います。

シ 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）

赤羽弘和氏（千葉工業大学教授）より下記のような御意見を伺った。

- ・ 第8次交通安全基本計画については、交通事故死者数、死傷者数ともに、計画目標を2年前倒しで達成しており、計画が進捗していると評価できる。
- ・ 交通事故死者数、死傷者数に計画目標値を設定することは、政策レベルでは当然の帰結である。しかし、国民一般の安全意識を更に高めるためには、計画目標値の達成がもたらすと期待される、日常生活における安全性の向上を直感できるよう、説明の工夫が求められる。
- ・ また、交通安全対策の総合的な効果分析手法に関する調査研究、常習飲酒運転者の飲酒運転抑止方策に係る調査研究については、第9次交通安全基本計画の策定など今後の交通安全施策を考える上で重要である。

ス 交通安全対策に関する普及・啓発

赤羽弘和氏（千葉工業大学教授）より下記のような御意見を伺った。

- ・ 指標の目標値について、HPへのアクセス件数は前年度比増を目標としており、それも一つの考え方ではあるが、現在のアクセス件数が当該メディアにおいて、どの程度の水準であるのかを検討した上で、目標値を考える必要があるのではないかと。
- ・ 交通安全教室、ボランティアへの参加者数が減少しているが、交通安全に対する意識が低下しているのか、他の要因によるものなのか、分り難いものとなっているので工夫が必要である。

また、吉岡耀子氏（株式会社JAF MATE「ウェイズ」編集部編集長）より下記の御意見を伺った。

- ・ HPへのアクセス件数は着実に増加しており評価はできるが、コンテンツの紹介方法を工夫することによって、更に啓発効果が高まるのではないかと。
- ・ 交通安全教室、ボランティアへの参加者数については、今のやり方では、飽和状況にあるのではないかと。更に参加者数を増やすには、新しい視点が必要である。
- ・ 昨今地縁・血縁など地域の関係が薄れていると言われていたが、地域での取組

が進まないと、今後の普及・啓発は難しいと思われる。行政としては、地域に有用な情報を流したり、また、地域から情報を得るなどして、家庭や学校、老人クラブなどの地域での取組を活性化していく必要がある。

- ・ 普及・啓発活動を行うには、分りやすさとともに、楽しさや、気楽さといった要素が重要であると考えており、内閣府で行う事業にもこのような要素を盛り込んでみてはどうか。

セ 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）

第5回犯罪被害者等基本計画推進専門員等会議において、瀬川晃氏（同志社大学法学部教授）から下記のような御意見を伺った。

- ・ 被害者支援について、法的整備という点ではかなり進んだと思われまじけれども、実態としては、運用の成果というのはこれからでありますので、十分観察する必要があるのではないかと考えています。

ソ 犯罪被害者等施策に関する普及・啓発

第5回犯罪被害者等基本計画推進専門委員等会議において、大久保恵美子氏（社団法人被害者支援都民センター理事兼事務局長）から下記のような御意見を伺った。

- ・ 12月1日前1週間を「犯罪被害者週間」としてさまざまなところで広報活動を行っていただけて、あるいは政府広報番組としてのテレビ番組等もあり、少しずつ一般市民の方たちには広がっていているのだとは思いますが、現実には、被害者の方が受ける二次被害の一番多くは近隣の方たちからという結果がいまだに出ている状況にあるので、広報啓発活動を、被害者の方が被害を受けてもそこに住み続けられるような社会づくりのために、もうひと工夫していただければと思う。

タ 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）

自殺対策推進会議において、自殺者数減少に向け、市区町村の取組の推進、インターネットを通じた自殺防止の施策等自殺総合対策として追加、充実を検討すべき課題について、有識者より御意見を伺った。（資料12参照）

チ 自殺対策に関する普及・啓発

自殺対策推進会議において、自殺者数減少に向け、市区町村の取組の推進、インターネットを通じた自殺防止の施策等自殺総合対策として追加、充実を検討すべき課題について、有識者より御意見を伺った。（資料12参照）

5 参考文献及びデータ等

- ・ 青少年育成施策大綱（平成 15 年 12 月 12 日青少年育成推進本部決定）
- ・ 食育推進基本計画（平成 18 年 3 月 31 日食育推進会議決定）
- ・ 少子化社会対策大綱（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）
- ・ 高齢社会対策大綱（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）
- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱（平成 20 年 3 月 28 日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）
- ・ 障害者基本計画（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）
- ・ 重点施策実施 5 か年計画（平成 19 年 12 月 25 日障害者施策推進本部決定）
- ・ 障害者施策に関する調査等 (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa.html>)
- ・ 障害者基本計画の進ちょく状況
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/10sinchoku/h20/10years-plan.pdf>)
- ・ 障害者基本計画に基づく「重点施策実施 5 か年計画」の進ちょく状況
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h20/5years-plan-f.pdf>)
- ・ 第 8 次交通安全基本計画（平成 18 年 3 月 14 日中央交通安全対策会議決定）
- ・ 交通事故死者数が第 8 次交通安全基本計画の目標を下回ったことに関する内閣総理大臣（中央交通安全対策会議会長）の談話（平成 21 年 1 月 2 日）
- ・ 犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）
- ・ 「経済支援のための検討会」、「民間団体援助に関する検討会」及び「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ（平成 19 年 11 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議）
- ・ 自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定。平成 20 年 10 月 31 日一部改正）
- ・ 自殺対策加速化プラン（平成 20 年 10 月 31 日自殺総合対策会議決定）
- ・ 内閣府の青少年国際交流事業（資料 1）
- ・ 平成 21 年版食育白書について（資料 2）
- ・ 平成 21 年版少子化白書について（資料 3）
- ・ 平成 21 年版高齢社会白書について（資料 4）
- ・ 障害者基本法の実施状況等（資料 5）
- ・ 障害者施策における課題と対応（資料 6）
- ・ 平成 21 年版障害者白書について（資料 7）
- ・ 平成 21 年版交通安全白書について（資料 8）
- ・ 平成 21 年版犯罪被害者白書について（資料 9）
- ・ 平成 20 年版自殺対策白書について（資料 10）
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について（資料 11）
- ・ 自殺対策として追加、充実を検討すべき課題について（資料 12）

(参考) 達成目標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
アー①	青年国際交流の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
アー②	青年国際交流の各事業の派遣国及び寄港国を管轄する在外日本公館のうち、事業が日本及び当該国の友好に寄与したと考える公館の割合	事業の外交的な貢献度も把握するべく設定した。
イー①	青少年育成 HP へのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
イー②	各種事業の参加者等に対する事業の有効性等についてのアンケート調査における肯定的な回答の割合	平成 18 年度政策評価における当該項目の指標を踏まえて目標値を設定した。
ウ	食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	食育推進評価専門委員会での審議及び食育白書の取りまとめを通じて、食育推進基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
エー①	食育推進全国大会におけるアンケートへの肯定的な回答の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標を設定した。
エー②	食育HPへのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
エー③	食育推進計画を作成・実施している都道府県市町村の割合	食育推進基本計画に掲げた当該項目の目標値を設定した。
オ	少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	少子化社会対策会議によるフォローアップ、少子化社会白書の取りまとめを通じて、少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。

達成目標		設定の考え方
カー①	少子化対策 HP へのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
カー②	各種事業（少子化社会対策に関する国際シンポジウム、官民連携子育て支援推進フォーラム・全国リレーシンポジウム、子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム）におけるアンケートへの肯定的な回答の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標を設定した。
キ	高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめを通じて、高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の確認することを目標値として設定した。
クー①	高齢社会対策 HP へのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
クー②	各種事業（心豊かな長寿社会を考える国民の集い、高齢社会セミナー、都道府県・指定都市高齢社会対策主管課（室）長会議）におけるアンケートへの肯定的な回答の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標を設定した。
ケー①	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進 HP へのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ケー②	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例集の作成・配布	昨年度の実績を踏まえて目標を設定した。
ケー③	「心のバリアフリー」を推進するマニュアルの作成・配布	「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成 20 年 3 月）において、分野別の基本的取組として、新たに「心のバリアフリー」の推進を項目立てしたことから、その取組を強力に推進するため、目標を設定した。
コ	障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	障害者白書の作成を通じ、障害者基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
サー①	障害者 HP へのアクセス件数	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定した。

達成目標		設定の考え方
サー②	障害者週間関連事業（集い・シンポジウム・セミナー等）及び障害者施策総合推進地方会議等各種事業におけるアンケートへの肯定的な回答の割合	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定した。
シ	交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	交通安全白書の作成を通じ、交通安全基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
スー①	交通安全対策HPへのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
スー②	各種事業（シンポジウム・研修等）におけるアンケートへの肯定的な回答の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
スー③	全国交通安全運動の実施 ・運動期間中の交通安全教室参加者数 ・運動に携わったボランティア活動者数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
セ	犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	犯罪被害者白書の作成を通じ、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
ソー①	犯罪被害者等施策HPへのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標を設定した。
ソー②	「被害者支援ハンドブック・モデル案」、 「研修カリキュラム・モデル案」の作成	「支援のための連携に関する検討会」において提言された施策の実施を目標値として設定した。
ソー③	各種事業（シンポジウム・研修・会議等）におけるアンケートへの肯定的な回答の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標を設定した。
タ	自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	自殺対策推進会議での審議及び自殺対策白書の作成を通じ、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
チー①	シンポジウム等のアンケートにおける肯定的な評価の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
チー②	国民の意識・行動や地方公共団体、民間団体等における様々な取組等を調査	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。